事 務 連 絡 令和7年7月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管課 各指定都市教育委員会指導事務主管課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 各 都 道 府 県 再 修 学 校 主 管 課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 各地方公共団体の学校設置会社担当課 各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 附属学校及び専修学校を置く国立大学法人担当課 大学を設置する各地方公共団体担当課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 大学を設置する各学校設置会社担当課 大学を設置する各学校設置会社担当課 独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 高等専門学校を設置する公立大学法人担当課 高等専門学校を設置する文部科学大臣所轄学校法人担当課 厚生労働省社会・援護局傷害保険福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 文部科学省高等教育局学生支援課 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

ヤングケアラー支援における学校等とヤングケアラー支援担当部署との連携について

ヤングケアラーの支援については、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーが、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に明記されました。また、これを踏まえ、「学校等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について」(令和6年6月12日付け事務連絡)のとおり、周知したところです。

この度、こども家庭庁において、主にこども家庭センターの担当部署(以下「ヤングケアラー 支援担当部署」という。)で活用いただくことを想定した「ヤングケアラー支援ガイドライン」 (以下「ガイドライン」という。)が策定されたことを受けて、文部科学省においては、「ヤングケアラー支援における学校等の役割」を作成しました。

また、こども家庭庁において、ヤングケアラー支援に資する学校教職員向け動画についても作

成されました。

つきましては、下記内容について、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含む。)及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県の私立学校・専修学校主管課にあっては所轄の私立学校(高等課程を置く専修学校を含む。)に対して、国公立大学法人担当課にあっては設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構、高等専門学校を設置する公立大学法人担当課にあってはその所管する高等専門学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課にあってはその所管する大学等に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の担当課にあっては認可した学校に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知いただくようお願いします。周知の際は、学校における働き方改革の観点から、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、その方法について貴課において必要に応じて判断いただくようお願いいたします。

記

1. ヤングケアラー支援における学校等の役割について(別添1)

学校は、児童、生徒及び学生(以下、「児童生徒等」という。)と日常的に接する場であることから、登校状況や生活態度の変化等、児童生徒等の些細な変化に気づくことが可能であり、ヤングケアラーの発見・把握等で特に重要な役割を担っています。

また、ヤングケアラーとその家庭を必要な支援につなぐためには、学校等だけで課題を抱えることなく、ヤングケアラー支援担当部署と連携することが重要です。

つきましては、こども家庭庁が策定したガイドラインを基に「ヤングケアラー支援における 学校等の役割」を作成しましたので、内容をご確認いただくとともに、必要に応じてガイドラ インも参考にしつつ、適切な支援に努めていただくようお願いします。

2. 学校教職員向け動画「先生の"気づき"を待っているこども達がいますーヤングケアラー支援につなげるために一」の公開について(別添2参照)

ヤングケアラーのサインに気づく方法やヤングケアラーに気づいた後に学校現場としてできること等について周知するため、こども家庭庁が作成した学校教職員向け動画が公開されました。視聴方法等につきましては、別添2のこども家庭庁からの事務連絡に記載されていますので、ご参照ください。

また、各種研修の際に活用いただくなど、学校等におけるヤングケアラーへの理解増進に努めていただくようお願いします。

- 【別添1】ヤングケアラー支援において学校等における役割について
- 【別添2】ヤングケアラー支援における学校等とヤングケアラー支援担当部署との連携について(令和7年7月25日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡)

【本件連絡先】

(小中高等学校段階について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

電話番号: 03-6734-3299

(大学段階について)

文部科学省高等教育局学生支援課

電話番号:03-6734-3050

(専修学校段階について)

文部科学省生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話番号: 03-6734-2915

ヤングケアラー支援における学校等の役割について

1. ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・自治体等が各種支援に努めるべき対象としています。

一般的に、児童、生徒及び学生等(以下、「児童生徒等」という。)が家庭内での役割として担う「お手伝い」と比較して、ヤングケアラーは、児童生徒等の年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っています。

図表 1-1: ヤングケアラーの例



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗 濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだい の世話をしている。



障害や病気のあるきょうだい の世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守り や声かけなどの気づかいを している。



日本語が第一言語でない家 族や障害のある家族のため に通訳をしている。



家計を支えるために労働を して、障害や病気のある家 族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル 問題を抱える家族に対応し ている。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病を している。



障害や病気のある家族の身 の回りの世話をしている。



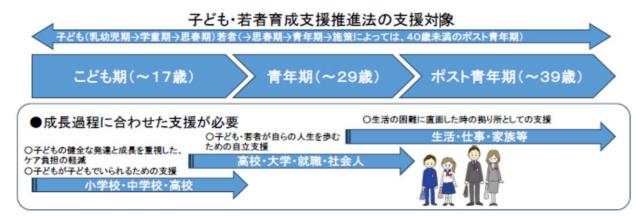
障害や病気のある家族の入 浴やトイレの介助をしている。

(「ヤングケアラー支援ガイドライン」より抜粋)

2. ヤングケアラー支援の対象年齢

国・自治体等の支援の対象となる年齢は30歳未満(状況によっては40歳未満)となり、 子供から大人へと移行する過程での切れ目のない支援が求められています。

図表 1-2: ヤングケアラー支援の対象年齢イメージ



(「ヤングケアラー支援ガイドライン」より抜粋)

3. ヤングケアラーへの支援

(1)気づき

教職員は、児童生徒等と日常的に接する機会があることから、児童生徒等の些細な変化(例:登校状況や生活態度の変化等)に気づくことが可能です。

また、スクールソーシャルワーカーは福祉の観点から、スクールカウンセラーは心理の観点から、児童生徒等の抱える課題に対し、専門的な支援と助言を行う中で、家庭内での児童生徒等の役割や状況に気づく場合もあります。

さらに、ヤングケアラー支援担当部署において、ヤングケアラーを把握するために、 例えば、アンケート調査や教員等による児童生徒等との面談等、支援担当部署から学校 に協力を求められる場合があり、必要に応じて連携することが重要です。

②情報集約

ヤングケアラーに対する支援に当たっては、事態の深刻化を予防する意味でも、「ヤングケアラーかもしれない」と気づいたときにそのままにしないことが重要です。

児童生徒等の同意が得られておらず、個人情報を伏せなければならない場合であっても、学校等だけで問題を抱えずに、その時点で把握している情報(個人情報を除く)を基に、ヤングケアラー支援担当部署に今後の対応等を相談する必要があります。その際、例えば、スクールソーシャルワーカーからこども家庭センター等に相談すること等が考えられます。

2-2 ③本人や家 ヤングケア 族との信頼 ラーへの 同意 関係づくり 気づき Yes* ①相談 助言 支援担当部署ヤングケアラー 2-4 ヤングケアラー ③本人や家 ④本人や家 への支援 ②担当部署による 族との信頼 族の意思・ 状況把握 関係づくり ニーズ確認 地域での見守り 虐待対応

図表 2-9:ヤングケアラーに気づいた後、 ヤングケアラー担当部署に情報集約をするまでの一般的な流れ

※ 関係機関から直接こどもの居場所やサロン等につなぐ場合も考えられる

(「ヤングケアラー支援ガイドライン」より抜粋)

③支援

児童生徒等は、子供の頃から長期にわたって家族のケアを担うことにより、学校に通えずに勉強する機会が失われたり、友達との十分な関わりが持てなかったりすることで、社会生活を円滑に営む上での困難や、ケアが終わった後に生きづらさを感じる場合もあります。

学校等においては、ヤングケアラー支援担当部署を含む関係機関と連携して、個別の 学習支援等、必要な支援を実施することが求められます。

図表 2-15: 関係機関からの情報共有後、支援につなげるまでの一般的な流れ



- ※1 サポートプランの作成対象は、要保護・要支援児童のほか、作成を希望する者や、 予防的観点から早期の支援開始が児童の福祉に資すると考えられる者が含まれる
- ※2 支援計画やサポートプランには、本人や家族の意向を十分に反映することが求められる
- ※3 ケースによっては終結の前に地域での見守り支援が含まれる場合もある
- ※4 終結は、ヤングケアラー支援担当部署が主として進捗を確認する段階が終了したことを意味する (他機関がメインとなって支援が続く場合も含む)

(「ヤングケアラー支援ガイドライン」より抜粋)

4)見守り

ヤングケアラーへの支援が終結した後も、当該児童生徒等がおかれている状況等に変化が生じる可能性があるため、学校等においても日頃から見守りを行うことが求められます。

また、児童生徒等の進学等により、ライフステージに変化が生じる場合は、切れ目なく見守りがなされるよう、引継ぎ等を行うことが重要です。

【参考】ヤングケアラー支援ガイドライン (仮称)

https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/governmentpublic/information/youngcarer-guidelines.html



【参考】学校教職員向け動画「先生の"気づき"を待っているこども達がいますーヤングケアラー支援につなげるためにー」

◆全国教員研修プラットフォームへのログイン



 $\underline{\text{https://www.nits.go.jp/service/plant/}}$

「ログイン ID」「パスワード」が付与されていない方は、「ゲストユーザ登録」を 行ったうえで、ログイン

事 務 連 絡 令和7年7月25日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課文部科学省高等教育局学生支援課文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

御中

こども家庭庁支援局 虐待防止対策課

ヤングケアラー支援における学校等とヤングケアラー支援担当部署との連携について

ヤングケアラーの支援については、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に明記いたしました。また、施行通知の発出に際しては、貴省より各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会等の関係機関に対し、「学校等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について(依頼)」(令和6年6月12日付け事務連絡)のとおり、周知していただいたところです。

ヤングケアラーとその家庭を必要な支援につなぐためには、こどもと日々の接点を有する学校等の目を通して把握するとともに、学校等だけで課題を抱えることなく、各地方公共団体のヤングケアラー支援担当部署との連携が重要です。この度、各自治体におけるヤングケアラー支援の流れ、役割分担を整理するなどの支援体制の振り返り及びヤングケアラー支援を充足するための検討の一助にしていただくことを目的として、ヤングケアラー支援ガイドラインを策定するとともに、ヤングケアラー支援に資する学校教職員向け動画を公開いたしました。

つきましては、動画及びガイドラインの詳細について、下記のとおりお示ししますので、 貴省より各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会等の関係機関に対し周知いた だきますようお願いいたします。

記

1. ヤングケアラー支援ガイドラインの策定について

ヤングケアラー支援においては、学校等とヤングケアラー支援担当部署との連携が重要であるところ、各地方公共団体においてヤングケアラー支援が円滑に展開されるよう、「気づく」、「情報集約」、「支援調整/具体的支援」、「地域での見守り」等の各段階において、活用することのできるヤングケアラー支援ガイドラインを策定いたしました。

学校等だけでヤングケアラー支援を抱えず、各地方公共団体内や地域の様々な主体で連携したヤングケアラー支援が展開されることが重要です。つきましては、ガイドラインを踏まえ、学校等において適切に対応いただくよう周知をお願いします。

2. 学校教職員向け動画「先生の"気づき"を待っているこども達がいますーヤングケア

ラー支援につなげるために一」の公開について

ヤングケアラーとその家庭を必要な支援につなぐためには、こどもと日々の接点を有する学校等における気づきが重要であるところ、学校等の皆様の疑問を解消し、解決のヒントをご紹介する動画を作成し、「全国教員研修プラットフォーム(Plant)」に掲載いたしました。本動画では、ヤングケアラーのサインに気づく方法やヤングケアラーに気づいた後に学校現場としてできること等について、自治体のヤングケアラー支援担当者やヤングケアラー研究に携わる大学教授にご説明いただいております。

視聴方法等につきましては、別紙をご参照いただき、各種研修の機会等において本動 画をご活用ください。

【参考】令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援ガイドライン (仮称)の策定に向けた調査研究」

https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/government-public/information/youngcarerguidelines.html

【別紙】学校教職員向け動画「先生の"気づき"を待っているこども達がいますーヤング ケアラー支援につなげるために一」の動画視聴について

【連絡先】

こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 困難包括支援係

TEL: 03-6859-0116

mail: young-carer@cfa.go.jp

学校教職員向け動画「先生の"気づき"を待っているこども達がいます ーヤングケアラー支援につなげるために一」の動画視聴について

1. 動画内容

・ヤングケアラーとは (3分20秒)

・こどものサインに気づく方法 (2分45秒)

・当事者のこども達が求めていること (3分12秒)

・ヤングケアラーへの支援につなげるために (6分17秒)

2. 視聴方法

◆全国教員研修プラットフォームへのログイン





- ・都道府県教育委員会等から「ログイン ID」「パスワード」が付与されている方は、 必要事項を入力してログイン
- ・「ログイン ID」「パスワード」が付与されていない方は、「ゲストユーザ登録」を 行ったうえで、ログイン

Plant 全国教員研修プラットフォーム	
ログインID	
パスワード	
<u>※ゲストユーザ登録はこちら</u> <u>※パスワード再発行はこちら</u>	ログイン

◆動画の検索方法

- 全国教員研修プラットフォームのトップページから「研修検索」のタブを選択
- ・フリーワード検索:「ヤングケアラー」、研修コード:「189」を入力し検索
- ・表示された研修の中から「先生の"気づき"を待っているこども達がいますーヤングケアラー支援につなげるために一」を選択